

児童手当制度改正に伴う手続きのお知らせ

～令和6年10月分（12月支給分）から拡充されます～

1 拡充内容

(1) 支給対象年齢の拡大

支給対象児童が高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）までになります。

(2) 所得制限の撤廃

主たる生計中心者の所得に関係なく、支給されます。

(3) 第3子以降の加算額の増額

支給対象となる児童のうち、第3子以降の支給額が増えます。

年齢・所得区分	拡充前	拡充後
3歳未満	一律 15,000円	第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳～小学生	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
中学生	一律 10,000円	
高校生年代	対象外	
所得制限限度額以上 所得上限限度額未満（特例給付）	一律 5,000円	
所得上限限度額以上	支給なし	

(4) 第3子以降の数え方の変更

多子加算の対象が大学生年代（22歳到達後の最初の年度末まで）までになります。

拡充前	拡充後
高校生年代の子から1人目、2人目と数えて、 小学生以下の子が3人目以降となる場合に 多子加算を適用	大学生年代の子から1人目、2人目と数えて、 高校生年代以下の子が3人目以降となる場合に 多子加算を適用

※算定の加算対象は、親などが生計費などを負担している子です。（自立して生計を営んでいる場合は対象外です）

住民票が同一でない場合も対象になりますが、申請が必要です。

(5) 支払い回数の変更

支給月が4月（2・3月分）、6月（4・5月分）、8月（6・7月分）、10月（8・9月分）、12月（10・11月分）、2月（12・1月分）の年6回になります。

2 手続きが必要な方

- ・所得超過によりこれまで児童手当が非該当だった方
- ・高校生年代の児童を養育している方
- ・高校生年代までの児童がいて、大学生年代の子どもを含めて3人以上養育している方

※裏面のフローチャートをご参照ください。

3 手続き期限

令和6年10月31日（木）まで

※期限を過ぎてから手続きをした場合、令和7年1月以降に拡充分の支払いとなります。

山元町子育て定住推進課

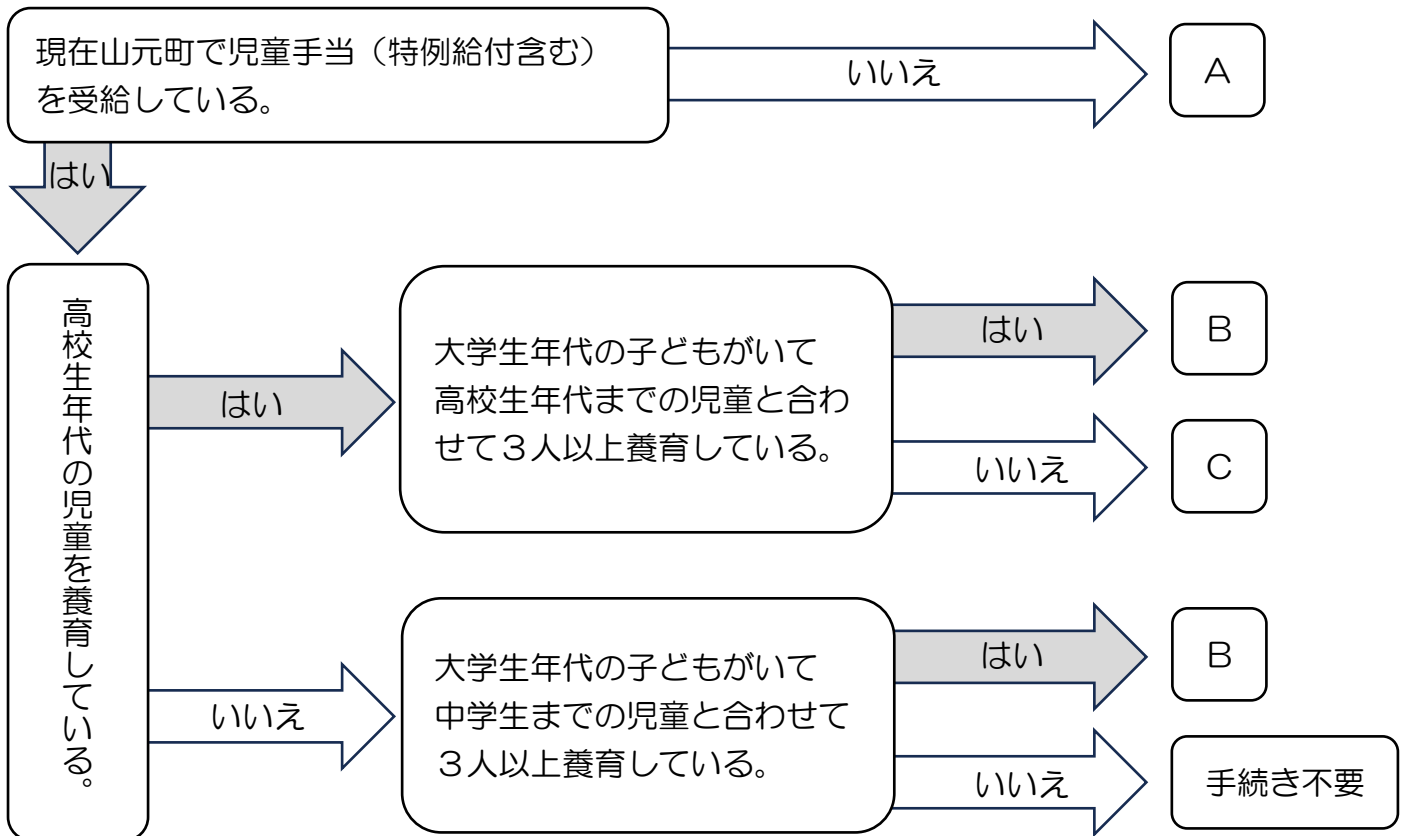
子育て定住推進班

TEL：0223-36-9835

FAX：0223-37-4144

4 手続きについて

必要な手続きについて、下記のフローチャートをご確認ください。



※支給対象児童を養育する父母等のうち所得の高い方が受給者（申請者）となります。
※受給者（申請者）の住所が山元町外の場合は、住所地で手続きをしてください。
※受給者（申請者）が公務員の場合は、勤務先で手続きをしてください。
※自立して生計を営んでいる大学生年代の子どもは対象となりません。

【提出書類】

A に該当	【高校生年代の児童を養育している方 または 所得超過によりこれまで非該当だった方のみ】 ☐ 児童手当認定請求書 ☐ 受給者（申請者）の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード）の写し ☐ 受給者（申請者）名義の口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）の写し ☐ 受給者（申請者）の健康保険証の写し ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書（大学生年代の子どもがいる場合のみ）
B に該当	☐ 児童手当額改定認定請求書 ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書
C に該当	☐ 児童手当額改定認定請求書
高校生年代までの児童と別居している場合	上記書類に加え、 ☐ 別居監護申立書 ☐ 児童の世帯全員の住民票